

給食食材(青果)納入業者選定にかかるプロポーザル実施要項

明和町内公立保育所、認定こども園、小学校、中学校における青果の給食食材納入事業者を公募型プロポーザル方式にて選定する。

1. 趣旨

給食は、栄養バランスが取れた多様な食事を提供することにより、児童・生徒の体力向上や健康の保持増進を図るとともに、食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養う上で重要な役割を担っています。そのため、明和町内の公立保育所、認定こども園、小学校、中学校における給食食材の安全性や安定供給を確保するため、価格のみを比較するものではなく、企画提案に基づく評価視点をおいた総合評価により業者を決定します。

2. 給食の目標（「学校給食法」第2条）

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しく理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

3. 業務内容

(1) 対象となる施設及び調理方式

・保育所及び認定こども園

所在地	名称	調理方式
明和町大字佐田 273	ささふえ保育所	自園調理方式
明和町大字明星 1060	みょうじょうこども園	自園調理方式
明和町大字上村 103	みどりこども園	自園調理方式

・小学校

所在地	名称	調理方式
明和町大字大淀 2873-1	大淀小学校	自校調理方式
明和町大字佐田 2038-2	上御糸小学校	自校調理方式
明和町大字内座 367	下御糸小学校	自校調理方式
明和町大字斎宮 3385-2	斎宮小学校	自校調理方式
明和町大字明星 1547	明星小学校	自校調理方式

・中学校

所在地	名称	調理方式
明和町大字坂本 1237-1	明和中学校	自校調理方式

(2) 給食回数及び献立

給食回数

- ・ 保育所及び認定こども園・・・約 240 回/年
※別途土曜保育(1園のみ)約 50 食/年
- ・ 小学校・・・約 180 回/年
- ・ 中学校・・・約 180 回/年

献立

- ・ 保育所及び認定こども園は原則同じ献立
- ・ 小学校は原則同じ献立
- ・ 中学校の献立

※学校行事のため、土日祝祭日に配送日を指定する場合があります。

※調理講習等により前日午後に納入依頼する場合があります。

(3) 契約期間

令和6年8月1日から令和8年3月31日

4. 参加資格

次にあげる条件を全て満たしていること

(1) 立地条件

明和町及び周辺市町に営業施設を有しており、営業所から施設まで30分以内に給食食材の納入が可能であること。また、学校給食における食材納入実績があること。

(2) 経営状況

- ア 納税義務のある全ての税金を滞納していないこと。
- イ 食材保管設備、納入車両等、安定的な食材納入ができる体制を整えていること。

(3) 信用状況

- ア 原則1年以上(1)の立地条件を満たした営業施設において事業を継続しているものであること。
- イ 学校給食に理解を有し、暴力団又は暴力団の構成員等の反社会的勢力との関連がないこと。

(4) 衛生状況及び安全対策

- ア 給食用食材を取り扱う施設(以下、「食材取扱施設」という)において、業務に必要な営業許可を取得、又は営業の届出を行っていること。
- イ 食材取扱施設に食品衛生責任者を専任していること。
- ウ 食材取扱施設において HACCP に沿った衛生管理を実施していることが確認できること。
- エ 食材取扱施設において、食中毒菌汚染や異物混入の対策や虫等の発生及び侵入を防ぐ対策が確認できること。
- オ 食材取扱者が定期的な検便を実施していること。
- カ 食材取扱者への衛生教育を定期的に行っていること。
- キ ア～カの実施状況等は、書類又は記録で確認できること。

(5) 供給能力

- ア 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できる輸送能力を有するもの。
- イ 緊急時に即応できる体制、輸送能力を有すること。また、体制が書面で確認でき、現実的に対応が可能と判断できること。(第3者による対応の場合、同意書類が確認できること。)

(6) 輸送車両

- ア 輸送車両は常時出動でき、車両運行に必要な運転免許証を有すること。
- イ 温度管理が必要な食材を輸送する場合、適合した温度で納入する冷却能力を有し、輸送時の温度確認が可能な設備を有すること。
保存基準・・・10℃以下

(7) 事務体制

- 緊急時に対応できるよう、常時業務連絡者を1名以上置くこと。

5. 実施スケジュール

広告・公募期間	令和6年6月10日(月)～令和6年6月28日(金)
質問書の受付期間	令和6年6月19日(水)17時まで
質問への回答	令和6年6月24日(月)まで
参加申込書提出	令和6年6月28日(金)17時まで
参加資格審査結果通知	令和6年7月 1日(月)
企画提案書提出期限	令和6年7月 3日(水)17時まで
ヒアリング審査	令和6年7月 9日(火)14時から
選定結果通知	令和6年7月16日(火)予定

6. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込及び企画提案に関する提出書類及び業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年6月19日(水)17時まで

(2) 提出先及び方法

原則、明和町教育委員会事務局へ持参としますが、電子メール及びファックスによる質問は、必ず電話により着信の確認を行ってください。(電話による質問は受け付けません。)

(3) 提出様式 質問書(様式4)

(4) 回答方法

参加者からの質問事項を取りまとめ、令和6年6月24日(月)までに全ての参加者に、電子メール又はファックスにより回答するとともに、本町ホームページ上に掲示します。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

参加する施設を指定してください。(複数指定可)

イ 会社概要及び業務実施体制表(様式2)

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式3)

エ 企画提案書(様式5)

業務受託にあたって、事業者が持つ業務に関する幅広い見識を活かした提案とし、あわせて次の内容を盛り込むこと。なお、提案内容は給食食材(青果)納入業務仕様書の内容を踏まえたものとする。

(1) 納入食材の衛生管理体制及び運搬体制

納入食材の仕入れから納入までの運搬体制(保管等を含む)及び衛生管理体制等について、具体的に記載してください。

(2) 食材納入単価の決定方法

市場単価と比較して適正な価格で食材が納入されるよう、納入単価の決定方法及びその単価が適正であることが確認できる方法を明記してください。

(3) 緊急時及び苦情処理への対応

納入者の事故や病気怪我等で時間内の納入ができない場合など、緊急時における納入体制について明記してください。また、納入物資に不備があった時等の対応についても明記してください。

(4) 従事者に対する衛生管理等に関する教育・研修体制

(5) 満足度向上のための具体的な方法

本実施要項の趣旨を踏まえ、調理現場・給食対象者(児童生徒、教職員)・給食関係者(就学前施設、小中学校、教育委員会等)の満足度を向上するための具体的な方法を明記してください。

(6) その他、学校給食食材納入にあたっての提案等

オ 直近年度の納税証明書

「法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書」

カ 「営業許可」もしくは「営業届出」の写し

キ 食品衛生監視票の写し

※食品衛生監視票の取得申請中の場合は、その申請書及び HACCP への取組みが確認できる書類(計画書等)の写し

(2) 提出期限

参加申込書 令和6年6月28日(金) 17時まで

企画提案書 令和6年7月 3日(水) 17時まで

(3) 提出先及び方法

明和町教育委員会事務局へ持参すること。

提出部数：正本1部・副本11部(副本はコピー可)

8. 企画提案書の評価

プレゼンテーションを実施し、その評価により事業者を決定する。

(1) 実施予定日時

令和6年7月9日(火) 14時から

(2) 実施方法

- ア 事前に提出された企画提案書にて行うものとする。
- イ 説明20分以内と質疑応答20分程度の予定。
- ウ 実施予定日時が変更になる場合、対象者に別途通知する。

9. 事業者の決定

(1) 選定方法

選定委員が別表評価表に基づき評価した結果、評価委員の評価点の合計点が最も高い提案者を候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数の場合、多数決により選定する。

10. 契約の締結

選定された候補者と具体的な業務内容及び契約条件について協議し、合意の上、契約を締結する。ただし、契約締結に係る協議が不調に終わったときや、本業務を委託することが著しく不相当と認められる事態が生じた際は、契約を締結しない。この場合において、本業務の契約準備に要した費用は保障しない。なお、上記の場合、本プロポーザルの審査結果が上位の者から順に契約締結に係る交渉を行う。

11. 失格事項

参加者が次の各号いずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書提出の日から契約締結日までの間において、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 期限内に関係書類が提出されなかった場合
- (4) 提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 本プロポーザルの審査に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- (7) 各前号に定めるほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合。

12. その他留意事項

- (1) 参加申込者は参加申込書の提出をもって、本実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。

- (4) 提出期限以降の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 提出書類はプロポーザルのみを使用し、目的以外には使用しない。
- (6) 複数の提案を行うことはできない。

13. 本件に関する問い合わせ先

三重県多気郡明和町大字馬之上 945 番地
 明和町教育員会事務局 教育課 教育総務係
 電話 0596-52-7124 FAX 0596-52-7133
 メール kyouiku@town.mie-meiswa.lg.jp

提案内容評価表

評価項目
(1) 納入食材の衛生管理体制
(2) 納入食材の運搬体制
(3) 納入食材の品質管理体制
(4) 納入単価の決定方法
(5) 納入単価が適正であることの確認方法
(6) 緊急時の体制
(7) 苦情への対応
(8) 従事者に対する衛生管理等に関する教育・研修体制
(9) 満足度向上のための具体的な方法
(10) その他、学校給食食材納入にあたっての提案等